

平成26年2月定例会 県土整備委員会（事前）

平成26年2月12日（水）

〔委員会の概要 危機管理部関係〕

寺井委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時19分）

これより、危機管理部関係の調査を行います。この際、危機管理部関係の2月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けらることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①，②）

- 議案第1号 平成26年度徳島県一般会計予算
- 議案第4号 平成26年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算
- 議案第26号 徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正について
- 議案第27号 徳島県食の安全安心推進条例の一部改正について
- 議案第28号 徳島県消費者行政活性化基金条例の一部改正について
- 議案第75号 平成25年度徳島県一般会計補正予算（第5号）

【報告事項】

- 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 概要」について（資料③）
- 「徳島県動物愛護管理推進計画の改定（素案）」について（資料④，⑤）
- 「鳴門わかめの産地偽装問題」について
- 特定商取引法に基づく行政処分について

三宅危機管理部長

危機管理部から2月定例会に提出を予定いたしております案件等につきまして、御説明申し上げます。

お手元には、説明資料と説明資料その2の2冊をお配りさせていただいております。

まず、県土整備委員会説明資料により、御説明を申し上げます。

資料の1ページをお開き願います。平成26年度における危機管理部の主要施策の概要につきまして、御説明を申し上げます。時間の都合上、要点のみの御説明とさせていただきますが、御容赦をお願いいたします。

まず、「とくしま防災・減災力・パワーアップ戦略」についてでございますが、この戦略につきましては、3つの柱で構成をいたしております。

初めに、（1）『とくしまゼロ作戦』緊急対策の推進についてでございます。

南海トラフ巨大地震等における死者ゼロの実現に向け、とくしまゼロ作戦の取組をさら

に加速させるため、市町村が実施する地域の実情に応じた地震・津波対策に対し、きめ細かな支援を行ってまいります。特に新たな取組としましては、⑤に記載のとおり、発災直後の円滑な避難所運営のため県民・市町村・県それぞれの役割による物資の備蓄を推進してまいります。

次に、（２）地域防災力の向上対策の推進についてでございます。

南海トラフ巨大地震を迎え撃つため、自助力・共助力の向上施策を展開し、地域防災力の向上を図ってまいります。特に新たな取組としましては、①の二段落目に記載のとおり地域と企業の連携による自助力の強化につなげる取組をモデル的に支援するなど、自主防災組織の活性化を図ってまいります。

次に、（３）防災・危機管理能力の向上対策の推進についてでございます。

災害時における迅速・的確な情報伝達手段の確保や様々な訓練の実施による技術力・実践力の強化等により、防災・危機管理能力の向上を図ってまいります。それぞれ具体的な事業の内容については、後ほど、課別主要事項説明の中で御説明をさせていただきます。

２ページをお開き願います。

次に、２つ目の戦略である安全安心「くらしのOUR力（あわちから）」向上戦略についてでございます。この戦略につきましては、５つの柱で構成しております。

まず、（１）食の安全・安心の確保・推進についてでございます。後を絶たない食品偽装の防止や食品表示等の適正化を図り、食の安全・安心を確保・推進してまいります。①に記載のとおり、産地偽装の防止や料理メニュー等の適正表示の推進を図るため、とくしま食品表示Gメンによる科学的産地判別分析を用いた食品表示の監視活動の強化に取り組むとともに、食品の検査、安全対策の推進や食鳥処理の高度化支援などにも取り組んでまいります。

次に、（２）消費者施策の推進についてでございます。振り込め詐欺等のくらしのトラブルを防止するため、様々な消費者施策を推進してまいります。

次に、（３）交通事故防止対策の推進についてでございます。県民の交通安全意識の高揚を図る広報啓発活動等を展開し、交通事故防止対策を推進してまいります。

次に、（４）動物愛護管理対策の推進についてでございます。動物愛護管理に関するモラル向上を図るため、広報啓発活動等に努め、動物愛護管理対策を推進してまいります。

最後に、（５）水道施設の生活衛生対策等の推進についてでございます。県民の生活衛生の向上を図るため、良質な水道水の安定供給や生活衛生対策を推進してまいります。

以上が、平成26年度の危機管理部の主要施策の概要でございます。

続きまして、３ページを御覧願います。平成26年度一般会計・特別会計予算についてでございます。

まず、一般会計予算についてでございますが、危機管理部における平成26年度一般会計予算の総額は、表の左から２列目、平成26年度当初予算額A欄の最下段、計の欄に記載のとおり54億9,206万3,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。前年度当初予算額と比較いたしますと、32億7,003万9,000円の増額、率にして247.2パーセントとなっております。増額の理由といたしましては、南海

地震防災課で、総合情報通信ネットワークシステムいわゆる県防災行政無線の再整備事業費32億円を計上したことが、主な要因でございます。

続きまして、4ページをお開き願います。特別会計予算についてであります。都市用水水源費負担金特別会計として、3,227万6,000円を計上いたしております。

5ページを御覧願います。課別主要事項説明についてであります。課別に、主要な事項について概要を御説明申し上げます。

まず、危機管理政策課でございます。目（もく）防災総務費の摘要欄③防災センター運営費におきまして、ウに記載の自分の命は自分で守る・県民運動推進事業や、エに記載の地域防災力強化人材育成推進事業を新たに展開するなど、4,644万1,000円を計上いたしております。

6ページをお開き願います。その他、給与費などの計上をあわせ、危機管理政策課の予算総額は、12億3,183万4,000円となっております。

7ページを御覧願います。南海地震防災課でございます。目（もく）防災総務費の摘要欄、①防災対策指導費におきまして、市町村等が実施する地域の実情に応じた地震・津波対策に対し、きめ細かな支援を行うとくしまゼロ作戦緊急対策事業について対前年度当初比で約1.5倍となる1億6,600万円を計上するとともに、新たに備蓄物資整備事業として2,500万円を計上するなど、合計で2億2,107万8,000円を計上いたしております。

また、②のウ、総合情報通信ネットワークシステム再整備事業に32億円を計上しており平成25年度に実施しております実施設計をもとに、再整備工事に着手したいと考えております。

なお、この工事につきましては、平成26年度、平成27年度の2か年、総事業費62億円を予定し、平成27年度執行分につきましては、後ほど御説明申し上げますが、債務負担行為の設定をお願いしたいと考えております。

8ページをお開き願います。目（もく）社会福祉総務費の摘要欄①災害救助法施行費として5,821万2,000円を計上いたしており、その他を合わせた南海地震防災課の予算総額は、35億7,264万7,000円となっております。

9ページを御覧願います。消防保安課でございます。目（もく）防災総務費の、摘要欄①航空消防防災体制運営費におきまして、消防防災ヘリコプターの運航、管理などに要する経費として1億6,134万9,000円を計上いたしております。次の目（もく）消防指導費の、摘要欄①消防指導費におきまして、消防団の活性化や救急業務の高度化、また、消防操法技術の向上など消防体制の強化を図るための支援に要する経費として2,325万9,000円を計上いたしております。

10ページをお開き願います。その他を合わせました消防保安課の予算総額は、1億9,411万7,000円となっております。

11ページを御覧願います。安全衛生課でございます。目（もく）消費者行政推進費の摘要欄①消費者行政推進費におきまして、アの（ア）消費者行政活性化基金積立金3,020万6,000円を計上するとともに、（ウ）ライフステージに応じた消費者教育の着実かつ効果的な推進等を行う消費者被害から暮らしを守る消費者支援プログラムに要する経費880万

円を新たに計上するなど、合計で8,119万9,000円を計上いたしております。

1 ページ飛ばしていただき、13ページを御覧願います。目（もく）食品衛生指導費の摘要欄②乳肉衛生管理指導費におきまして、食鳥処理場の衛生管理体制の高度化を推進するための衛生管理体制高度化による食鳥肉ブランド化支援事業などに要する経費として300万円を新たに計上するなど、合わせて4,557万円を計上いたしております。

14ページをお開き願います。摘要欄④アの（ア）「食の適正表示」強化事業に300万円目（もく）園芸振興費の摘要欄①のア、とくしま食品表示Gメン活動推進事業に433万5,000円を計上するなど、食の適正表示対策に要する経費として、733万5,000円を計上いたしております。

その他を合わせた安全衛生課の予算総額は、4億9,346万5,000円となっております。

15ページを御覧願います。特別会計についてであります。都市用水水源費負担金特別会計として、早明浦ダム建設事業上水道用水負担金など3,227万6,000円を計上いたしております。

続きまして、16ページをお開き願います。債務負担行為についてであります。先ほど御説明いたしましたとおり、総合情報通信ネットワークシステム再整備事業工事請負契約につきまして、平成27年度に限度額30億円の債務負担行為の設定をお願いするものであります。

17ページを御覧願います。その他の議案等として、条例案3件、提出を予定いたしております。

1点目は、徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正でございます。4月からの消費税の税率引上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する手数料標準額が改定されたことにより危険物施設の許可等に係る手数料の額を改めるものであります。

2点目は、徳島県食の安全安心推進条例の一部改正でございます。飲食店における食品の偽装表示を防止し、食品の信頼性の確保に資するため、メニュー等における食品の適正表示に関し、飲食店営業者の遵守すべき事項を明確化するとともに、立入検査等の規定を設けるものです。

18ページをお開き願います。3点目は、徳島県消費者行政活性化基金条例の一部改正でございます。消費生活相談の窓口の機能の強化を図る事業、その他の消費者行政の活性化を図るために実施する事業を引き続き計画的に推進するため、徳島県消費者行政活性化基金の設置の期間を平成27年3月31日まで延長するものでございます。

続きまして、県土整備委員会説明資料その2について御説明を申し上げます。平成25年度一般会計補正予算について先議をお願いするものでございます。

資料の2ページをお開き願います。安全衛生課におきまして、摘要欄①消費者行政推進費において、国の平成25年度補正予算で予定されております国からの交付金について、消費生活相談体制の充実、消費者被害の防止及び消費者教育の一層の推進等を図るため、徳島県消費者行政活性化基金に積み増しを行うものであり、2,400万円計上いたしております。

1枚戻っていただき、資料の1ページをお開きください。危機管理部における補正予算

（案）といたしまして、一番下の計の欄の左から3列目に記載のとおり、2,400万円の補正をお願いするものであり、補正後の予算額は23億8,755万5,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

危機管理部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

なお、この際、4点、御報告させていただきます。

1点目は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行についてでございます。

委員会資料（その1）を御覧ください。第185回臨時国会において、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が可決・成立し、平成25年12月27日に施行されたところでございます。この特措法につきましては、これまでの東南海・南海地震に関する特措法を改正し、特に、津波避難に関する対策が強化されたものであり、資料の中段にあります南海トラフ地震・津波避難対策特別強化地域に指定をされますと、最下段の左右の枠内に記載いたしておりますとおり、避難施設・避難路の整備に対する補助率の嵩上げや集団移転促進事業における農地転用の許可要件の緩和などの特例措置が受けられることとなります。

今後、特別強化地域の指定に向けた関係府県・市町村への意見聴取の後、3月末には、地域指定に関する内閣府告示が公布される見込みでございます。平成26年度においては、これらの事業も活用し、効果的な防災・減災対策を展開していただきたいと思いますと考えております。

2点目は、徳島県動物愛護管理推進計画の改定（素案）についてでございます。

委員会資料その2を御願います。

資料の1 計画の目的に記載のとおり、この計画は、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、県が実施する施策の基本的方向性や中長期的な目標を明確化し、計画的かつ統一的に施策を遂行することを目的といたしております。

2 改定の趣旨としましては、現計画は平成20年度から29年度までの10か年計画となっておりますが、昨年8月末に、国が法改正に伴う基本指針を示したことから、本県のこれまでの実績や今後の課題を踏まえ、計画の見直しを行うものであります。

3 改定後の計画期間につきましては、平成26年度から平成30年度までの5年間とし、  
4 改定の主なポイントに記載いたしておりますが、主な目標値の設定といたしまして、犬猫の致死処分頭数について、現状の3,161頭から平成30年度には540頭まで削減する目標を設定するとともに、新たな目標として、迷子犬の返還率、犬・猫の譲渡率を設定いたしております。今後とも、この計画を指針とし、県民の動物愛護管理に関するモラルの向上と犬・猫致死処分率全国上位からの脱却を図り、人と動物の共生できるとくしまづくりを目指してまいりたいと考えております。

また、今後は、県議会で御論議をいただきますとともに、パブリックコメントを通じて県民の方々から広く御意見をお聞きし、本年3月の策定に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

第3点目は、特に配布の資料はございませんが、鳴門わかめの産地偽装問題についてで

ございます。本県では、平成19年度から相次いで鳴門わかめなどの食品の産地偽装や不適正表示の事案が相次いで発生したことから消費者の信頼確保を図るため、全国に先駆け、科学的産地判別分析を本県独自に食の安全安心推進条例に位置づけ、導入するとともに、とくしま食品表示Gメンによる徹底した監視指導を行い、産地偽装の早期発見と未然防止に努めてきたところであります。

こうした中、鳴門市内のわかめ加工業者が産地偽装の疑いがあるとして、不正競争防止法違反及びJAS法違反の容疑で、先月25日に、県警が強制捜査を行いました。

この事案につきましては、これまでとくしま食品表示Gメンによる立入調査や報告徴収を繰り返し行うとともに、平成23年6月24日及び平成24年11月9日の二度にわたり、JAS法に基づき、文書による指導を行い、その内容を公表いたしてきたところでございますが、その後におきましても、県が商品を買上・分析したところ、すべて「鳴門産でない」との結果が出たため、平成25年1月28日に告発していたところでございます。

当該事業者に対しては、告発後も、継続して立入調査と報告徴収を行っていたところであり、今後とも、県警と連携し、必要な情報についてはすべて提供するなど、事件の全容解明に協力していくとともに、産地偽装は絶対に許さないとの断固たる姿勢で、とくしま食品表示Gメンによる監視体制をさらに強化し、県民の食への信頼確保に全力で取り組んでまいります。

第4点目は、特定商取引法に基づく行政処分についてでございます。県におきましては去る2月7日、屋根瓦改修工事の訪問販売業者である株式会社丸新産業に対し、特定商取引法に基づく行政処分を行いましたので、御報告を申し上げます。同社は、屋根瓦改修工事の訪問販売において同法の規定に違反し、同社の名称を告げず、契約を締結したときに直ちに本件契約の解除に関する事項を記載した書面を交付せず、また、同契約の解除に関する事項について故意に事実を告げない行為などを繰り返していたことから、同法に基づき、12か月の業務停止処分を行ったものでございます。

今後とも、悪質な業者に対しては厳しく対処し、県民の皆様が安心して生活を送っていただけるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上、御報告を申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

寺井委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

川端委員

それでは、鳴門ワカメの偽装問題について質問をいたします。

この偽装の問題は、6年前に発生してから何度となくこのようなことを繰り返しております。ワカメの水揚げが、今から最盛期に入るというこの時期に、鳴門の生産者、また、

加工業者さんは、「これはどうなるのだろう」という大変不安な思いでいっぱいでありませす。こうした気持ちをどこへぶつけたらいいのかというような大変緊張した状況が、今、続いております。

そこで、知事を始め、皆さん方、国に対する要望等も行っておるようではありますが、これまでの経緯とこれからの取組について、もう一度、確認をしたいと思います。

昨年1月に警察に告発したということでしたね。その後、もう1年も経過をしているわけではありますが、この間、警察はどのような捜査を進めて、また、理事者の皆さん方はどのようにされていたのかをお尋ねします。

篠原県民くらし安全局安全衛生課長

ただいま、委員から、告発後、県が事業者に対して、どのような指導を行ってきたのかという御質問でございます。

県は、告発後、県警の捜査が入るまでの間、6回の立入調査を行い、また、3回のJAS法に基づく報告徴取を行っております。納品書の記載内容、製造日誌の作成については継続した指導を行っております。書面上で見ると問題は見当たらず、商品を県内で買い上げ、5回ほど分析しましたが、いずれも鳴門産という状況でございました。

しかしながら、県外の関係機関から当事業者の商品について、産地に疑義ありとの情報回付もございまして、県が県外で商品を購入し、分析しましたところ、鳴門産でないという結果が出ております。当該事業者の巧妙な産地偽装というのがあるのではないかとということで、産地の仕入れ先の調査を行いかけたところ、捜査が入ったという状況でございます。このような状況につきましては、警察にはすべて情報提供してございまして、今後とも徹底した監視活動を実施し、食品の産地偽装については絶対許さないという強い姿勢で厳正に対処してまいりたいと考えております。以上でございます。

川端委員

県内に卸したものは、特に問題がなかったと。県外に卸した物が違法な産地偽装ワカメであったということで、巧妙な手口があるのではないかとということですが、警察の捜査はその後、どのような状況になっていますか。県警のことだから、ちょっと分からないですかね。県警の捜査の内容というのは、ある程度伝わってきているのですか。やはり、捜査上の問題で、なかなか難しいでしょうかね。それでは、県警の捜査の後、県はどのような対応をとってこられたのですか。

篠原県民くらし安全局安全衛生課長

県警の捜査が入った後に、県は、どのように対応してきたのかという御質問でございます。25日の警察の強制捜査の報道を受けまして、安全衛生課では、直ちに消費者の方々の表示に関する問題について相談窓口を設置いたしまして、2月10日までに商品の安全性や産地偽装を取り締まる罰則の強化などについて、54件ほどの相談や厳しい御意見を頂いております。

また、1月27日には生産者、加工者の団体、消費者団体、また、鳴門市、県関係機関から組織する鳴門ワカメ対策緊急会議を開催いたしまして、再発防止に向けた意見交換を行いまして、ブランドの信頼回復に向けた意思統一を図ったところでございます。さらに、1月31日には、庁内関係各課による食の安全安心企画委員会会議を開催いたしまして、2月4日に知事が消費者庁長官に産地偽装対策の強化について政策提言を行うこと、また、とくしま食品表示Gメンの監視活動の強化、また、JAS法に基づく食品表示の違反等に係る公表基準の見直しを行うなどを強化対策としまして、できるところから着手していくということで意思の統一を図ったところでございます。

今後とも関係機関と連携いたしまして、産地偽装を未然に防止するための取組、鳴門ワカメをはじめとするとくしまブランドの信頼回復と県民の皆様の食の安全・安心の確保にしっかりと努めてまいりたいと考えております。

#### 川端委員

毎回このようなことが起こると、各関係の団体を集めて対策協議を行うことになるわけですが、報告の中に公表基準という言葉があったように思うのですが、これまで公表基準にはどのようなものがあったのか。もしくは、基準はなかったのか。この度の公表基準の内容については、どのようになっているのですか。

#### 篠原県民くらし安全局安全衛生課長

県の公表基準がどのようなことであったのか、今後、どのような改正をするのかという御質問でございますけれども、県はJAS法に基づく指示又は指導をした場合につきましては、県が定めるJAS法に基づく食品表示違反等に係る指示及び指導並びに公表に関する指針により、事業者の氏名、名称又は住所と指示又は指導の内容を公表するとともに、商品の科学的分析結果が鳴門産でないことについても情報提供を行ってきておりました。今回の事案を踏まえまして、食の安全・安心を確保するためには、消費者目線に立ちまして、産地の偽装の疑いがある段階から消費者の皆様に、より分かりやすく正確な情報をしっかりとお知らせすることが重要であることから、指針を改正しまして、品質表示基準に違反する蓋然性が高いときには商品の名称や表示の内容、商品の写真、加えて科学的産地分析の結果について速やかに公表できるようにしたいと考えております。

また、公表の期間につきましても、現在は3か月程度、ホームページに掲載することとしておりますけれども、さらに長く、6か月から1年以内にするのを検討しておりますところでございます。現在、鋭意、改正作業を進めているところでございますけれども、改正案につきましては、来週早々に各委員にお示しさせていただきまして、その後、パブリックコメントを経て、4月1日の施行に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

#### 川端委員

今の内容が十分把握できませんでしたので、もう一回ちょっと確認しますけれども、こ



れまでも氏名や違反の事実等は公表していましたね。今回の公表のポイントというのは、産地判別をしますね。いわゆる何というのですか、ワカメを採ってきて、すり潰し、中にある同位元素を調べると、ある程度水域が分かるということ。これまでも十分情報を頂いているのですが、その産地判別をした結果、例えば、これは、中国の近海の海であったとか、そこまで発表するということでよろしいのですか。

#### 篠原県民くらし安全局安全衛生課長

ただいま委員からお話ありがとうございましたけれども、これまでは、先ほど申しました県の定めますJAS法に基づく食品表示違反に係る指示、指導、公表に関する指針に基づきまして、事業者の氏名と住所、それと指示の内容について公表しておりました。今回、改定させていただきますのは、分析結果が、産地偽装の蓋然性が高く、その分析結果で鳴門産でないとか、中国産とか韓国産という結果がはっきり出ましたら、それもお示ししたいと考えております。加えて、その分析した商品とその写真と表示の内容についても公表できるように改正したいと考えております。以上でございます。

#### 川端委員

商品名が出てくるということですね。それから、その写真なんかも公開するということが、かなり踏み込んだ公表になるということは、よく分かりました。

しかし、徳島新聞の読者の手紙等でも、再三出てくるのですけれども、とにかく行政処分を受けた業者が商売が続けられるなんていうのはおかしいのではないかと。できないようにするぐらいの勢いでやれというような御意見もありますね。これについては、本当に厳しく対応しなければ、良心的にまじめにやっている漁業者、また、加工業者の方はたまったものじゃない。そればかりか、徳島の最大のブランドといいますか、その1つであると思いますが、もし、この鳴門ワカメの信頼が地に落ちるようなことがあったら、徳島県の経済に大変大きな影響が出る。

また、水産業をこれから担っていこうとする後継者の育成を考えた上でも、これは大変大きな問題があると危機感を覚えています。是非、鳴門ワカメのブランドを守るためにあらゆる手を使って、このような違反が起きないようにしてほしいと思います。

また、この問題が出たらいつも協議会の名前が出てくるのですね。ブランド対策協議会でありますとか、その他にも団体があるようですけれども、このような団体や協議会に属しているところの方は、滅多なことではできないということで。全事業者がそのような責任ある団体に加盟するというぐらいの指導を県でしていただきたいと思います。

しかし、そのような団体に無理やり入れというのは、なかなか難しいのかもしれませんが、そういう責任ある協議会、団体に入っているところと何にも属さないところでは、当然、指導の仕方にも差があるということで、どこかの責任ある団体に一緒に入って、そして、守っていかないといけないという動機づけにつながるように、是非、対策していただきたいと思います。「うちはもう知らんよ」とか。「個人でこれからもやるよ」とか。それもいいかもしれませんが、やはり、これだけブランド力が損なわれておりますから、責

任ある団体に入って、そしてみんなで守っていくのだという生産者のあり方にも御努力いただきたいと思いますが、コメントを頂けますか。

篠原県民くらし安全局安全衛生課長

加工者が責任ある団体に入り、しっかり適正表示をということで御質問を頂きました。加工者の団体につきましては、関係者に申しておきたいと思いますが、我々としては、団体に加盟しておる方、それ以外の方につきましても、適正表示の仕組みをしっかりとお伝えして、適正表示になるようなことで進めて、そのような表示ができるような啓発に努めていきたいと思っております。御理解のほど、よろしくお願いいいたします。

川端委員

何回も申し上げますけれども、もう三回も行政指導を受けた業者が商いを続けられるというのがおかしいのではないかという、この読者の手紙の御指摘は、誠にそのとおりであります。そういうことで再三にわたって注意を受けるようなところは、厳しく対応をしていただきたいと要望をして終わりたいと思っております。

児島委員

御説明を頂きました南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の中で、この指定を受けるということは、これからの南海地震のトラフ地震対策には非常に必要な事業であると思っておるわけでありまして。この指定地域については、十分検討していただいて、国へ出されると思うのですが、1つ耳に入ってきているのが、「なぜ、うちの地域は、この指定に入らないのか」という、そういった地域があるわけがございます。

そこで、この地域指定に当たりまして、今まで県がとってきた対応等について、お聞かせいただきたいと思っております。この1点だけです。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

今、委員から、南海トラフ特措法に係ります津波避難対策特別強化地域に向けた取組についてということがございます。実は、この12月27日に施行された法律でございますけれども、先般1月20日に国から指定基準案が示されたところでございます。その内閣府の指定基準案では、陸上で30センチの津波浸水が地震発生から30分以内に生じる地域となっております。

しかしながら、具体的にどの市町村を指定するかというのは、国として明らかに公表していないところでございますが、委員御指摘のとおり、そういった基準に照らし合わせますと、県北部の市町村では対象にならないのではないかと不安を抱いているようなところもございます。

私どもは、そのようなことで、できるだけ財政支援措置の受けられる地域でございますので、指定拡大をしていきたいと思っております。実は、内閣府では、内閣府のデータでその基準を照らし合わせるのではなく、今後、各県が持つ独自の浸水想定や詳細のデータ

も参考に、県や市町村、地方自治体の意見を聞いて、3月末までに正式指定をする予定となっております。ですから、今後、県といたしましても、県独自のデータを国にしっかりと説明しまして、そういった基準に合致する地域が本県にあること。あるいは、徳島県におきましては、特に、県北部では平野部が広くて、避難できる場所、避難場所となる高台や避難ビルが少なく、避難に30分以上かかるような避難困難地域が多いといった実情もしっかりと国に訴えてまいりまして、津波浸水が想定される多くの市や町が指定されるよう、しっかりと対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

#### 児島委員

ありがとうございます。徳島県の場合、一度、地震や津波が一旦起こったら、指定の地域だけではなく、どれだけ大きな被害があるのかというのは、東日本大震災でも十分分かっているのですが。今、御説明いただきましたように、地方が一丸となって、今、言っていたような問題点をまた議会へも上げていただきまして、我々としても、また頑張っ、できるだけ広範囲に指定ができますように陳情いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

#### 寺井委員長

お昼が来ております。午食のため休憩をいたします。（11時58分）

#### 寺井委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時05分）

それでは、質問どうぞ。

#### 岸本委員

それでは、事前委員会ですので、手短に。まずは、昨年12月20日のシェイクアウト訓練ですか、エリアメールの結果をどのように分析されているのかをお尋ねをします。

#### 竹岡南海地震防災課長

去る12月20日に県内一斉で行う初の訓練として、徳島情報伝達訓練いわゆるシェイクアウト訓練を実施いたしました。この結果につきましては、午後2時に緊急速報メールを配信をいたしましたところ、問題なくメール配信ができたことは、確認ができております。

しかしながら、県民の方から訓練後に鳴らなかった、メールが届かなかったとの問い合わせが県庁に89件寄せられております。

その原因といたしましては、緊急速報メールに対応していない機種であったとか、あるいは、対応機種であっても設定ができていなかったとか、そういう可能性が高いと思われまます。

また、周辺の状況といたしましては、職員が徳島駅前あるいは映画館もでございますフジグラン周辺に出向きまして、その配信後の状況を確認いたしましたところ、着信により、

困惑している方、あるいは、交通の混乱などは特に見られなかったという報告を受けております。

今回の訓練実施に伴いまして、大きな混乱は生じませんでした。今後、この訓練を継続して行う中で、より多くの県民の皆様にご参加をいただくような方法につきまして、今後、十分検討して、より良い訓練実施につなげてまいりたいと考えております。

岸本委員

携帯電話が何件あって、何件送れていないという、その辺の件数の把握についてはどうですか。

竹岡南海地震防災課長

どれぐらい到達したか、その比率でございます。全体の携帯電話の数がどのぐらいありまして、それらにどれぐらい着信したかというのは、調べる手法が今のところないのですけれども、ただ、その後、これは、まだ集計中ではございますが、職員にアンケートをとらせていただきまして、職員が本庁舎内には約3,500名おりまして、そのうちメールが届いたのが約3,300名ぐらいということで、大体85パーセントぐらいは到達したのではないかと考えています。

岸本委員

これは、例えば、ドコモさんであったり、auさんであったりということで、数の把握はできるのではないのですか。できないというその理由は、どんなところにあるのか。送りっ放しになってしまいますのでね。改善点が有無についてはどうですか。

竹岡南海地震防災課長

全体総数の着信の履歴に関しましては、個人情報の問題もございまして、どのような形で調査するかということにつきましては、携帯電話会社とのお話もございまして、全数を確認するのは、非常に難しいと考えております。

それから、先ほどの私の答弁で、総数が約3,500名と言いましたが、本庁舎内の1,250名のうち、約1,000人ぐらいということで、84パーセントぐらいと訂正をさせていただきます。

岸本委員

それでは、あわせて、すだちくんメールのほうは、どうだったのですか。

竹岡南海地震防災課長

すだちくんメールのほうは、約3,500人のうち3,300名で、95パーセント程度の確認ができております。

#### 岸本委員

今後、そのすだちくんメールを拡大していくのか、このエリアメールを利用していくのか、その辺の危機管理部としての方向性はどうですか。

#### 竹岡南海地震防災課長

今回、情報伝達訓練で訓練をいたしましたエリアメールは、県民の方に、いわゆる災害情報でありますとか避難勧告などの情報を伝達するものでございまして、すだちくんメールについては、その中身もございませけれども、安否確認の目的もございませ。

これにつきましては、どちらがというよりも、両方進めていく必要があると考えてございませ。

ですから、その両方の機能が相まって、県民の方に対して迅速かつ的確な情報伝達ができると考えてございませ。

#### 岸本委員

分かりませ。サンプル調査ですが、携帯各社のメールの到達が84パーセントということですから、かなり届いてないと。これについては、先ほど個人情報だとお伺いませけれども、件数ですので個人情報に当たるという理由がよく分かりませませんが、もちろん携帯会社の協力が要りませけれども、この辺の中身をよく分析していただいて、なぜ届いてないのか。機種といってもショートメールですので、メール設定とかその辺の問題ではないように思ひませから、是非とも分析していただいて。私も会議をしている時に鳴ったのですけれども、伝達手段として有効だと思ひませるので、今後、進めていただきたいと思ひませ。何かございませか。

#### 楠本危機管理政策課長

まず、エリアメールについては、メールという名前が付いてございませけれども、通常のメールとは異なりませ。これは、県外から来られた方であっても、そのエリアにいる方には強制的に入ります。例えば、エレベーターの中のような電波の届かない所にいるときにはエリアメールは入りませ。普通のメールなら不達ということが分かるのですが。エリアメールの場合は、強制的に入ります。前に間違ってエリアメールが送信された際には、私は淡路にございませ、ちょうどエレベーターにいたため、エリアメールが入ってございませませんでした。受信履歴が残らない。また、普通のメールとは違ひませ、そのエリア内に強制的に送るようになります。本人がたまたま電波の届かないところにいたという状況もございませ。緊急時に使えるものとなりますと、ちょっとその確認というのは非常に難しいところがございませ。

すだちくんメールの場合は、メールで送りますので、そういった発信と確認ができるようになります。それで、数字の把握ができていませ。それぞれ目的に沿った形で、携帯会社さん辺りにも電波の届く範囲が広がるように、充実させていただくといいこと。そういう違いをちょっと御説明させていただきます。

## 岸本委員

改良の方法もいろいろあると思いますけれども、例えば、履歴が残らないということについては、通常のメールは電波が通じるようになったら、また着信されますから、そのような改善も含めて、今後、改良を重ねていただきたいと要望します。

それから、先ほど児島委員からございました、この地震防災対策の特別措置法についてお尋ねをします。先ほどのエリアの話で、津波が発生後、30分以内に水位が30センチメートル以上、上昇する所が指定されるということになりますが、この措置法は津波に関係することだけなのでしょうかね。県下全域の地震の揺れに対してどうこうとか、そういったものでないのか。まずは、その辺の説明をもう少し詳しくお願いします。

## 金井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま委員より、南海トラフ特措法に関して、津波対策だけであるのかといったような趣旨の御質問でございますが、この法律につきましては、従前ありました東南海・南海地震に係る特別措置法を改正した法律でございます。委員会資料その1の上段にありますように、まず、南海トラフ地震防災対策推進地域が指定されます。その考え方は、従前の東南海・南海地震の特別措置法と一緒にございまして、この推進地域に入りますと、津波避難対策以外にもそうなのですけれども、耐震化工事などといった地震対策や揺れに関する対策につきましても、地震防災対策特別措置法に基づきまして一部の事業では補助率が引き上げられます。今回の目玉といたしまして、推進地域の中に新たに特別強化地域を指定すると。これに指定されますと、津波避難対策といたしまして、避難路でありますとか、避難場所、避難タワー等の整備におきまして、さらに2分の1の補助が3分の2へと引き上げられるといったことでございます。こちらは、津波に係るものに限定させていただくこととなっております。以上です。

ちなみに、最初に申しました推進地域につきましては、前回の東南海・南海地震の特別措置法でも徳島県全域が指定されておりました。今回も指定基準を見ますと震度6弱以上のエリアは、すべて入るといった内閣府の基準案が示されておりますので、県下全域が指定されるものと見込んでおります。以上でございます。

## 岸本委員

そうしましたら、今まで徳島県が国へ要望しておりましたが、これで東海地震対策の法律の基準と同じになったと。その上に、さらに津波については、特別地域ができるという理解で良いですか。

## 金井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま、委員から東海地震並みの対策ができるかどうかといった御質問でございますが、従来、南海地震を想定した大規模地震対策特別措置法というのがありまして、これにつきましては、先ほど言いました東南海・南海地震の特別措置法よりも財政的にも支援が

強いといったことで、一部では、3分の2まで引き上げられる事業もございました。そういった意味で、徳島県といたしましては、徳島発の政策提言でありますとか、議会の協力を得まして、政府への南海トラフ特措法の制定と財政支援の強化ということを訴えてまいりました結果、東海地震並みに引き上げられたと評価しているところでございます。

すみません。先ほど、大規模地震対策特別措置法につきましては、南海地震を想定してと申しましたけれども、東海地震を想定した大規模地震対策特別措置法につきましては、従来の東南海・南海地震より財政支援措置が強かったという答弁に訂正させていただきます。以上でございます。

岸本委員

今回の特別措置法は、東海地震のお金だけでいったらあれかも分かりませんが、その補助率については、徳島全域は東海地震並みの補助率に引き上げられて、全域としては東海地震と同じだと。さらに、津波の部分がプラスアルファで措置されるという理解で良いですか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

東海地震と今回の南海トラフ地震特別措置法の財政支援措置の違いを申します。津波避難対策における違いについて、東海地震に関しましては、ちょっと詳細が手に入っていませんが、東海地震のほうの一部耐震化工事等で3分の2が適用されるものが残っておりますので、その部分は、まだ若干、南海トラフ特措法のほうが支援が弱いといったところになっております。以上です。

寺井委員長

小休します。（13時21分）

寺井委員長

再開します。（13時21分）

楠本危機管理政策課長

まず、法律を御説明します。東海地震は、もうすぐにやって来るということで、何十年も前からずっと財源措置である財特法も付いた財源の裏付けがあつて、大規模地震特別措置法ということで進めてきたと。南海地震エリアは、耐震化にしても、そういう財源措置が無かったので、大分遅れているということで、県では、財源確保について、ずっと要望してきております。ただ、全体的には東南海・南海の特別措置法に基づく推進地域は、先ほど答弁しましたように、県の全市町村が指定されております。推進地域の上に大規模地震特別法で強化地域というのがございまして、これは東海地震の分で、ほぼ補助対象ということで、補助率については、推進地域と強化地域では、よく似ているのですが、まだ一部、地震については、東海のほうの分が例外的に少し有利な部分がございます。

ただし、今回は津波に関しての特別措置法ということで、津波に関する分については、補助率も高いということで、地震対策で見ると、徳島県は推進地域であって、東海は強化地域ということで、一部、まだ優遇に少し差があると。ただ、津波に関しては、大規模地震特別措置法でいう強化地域並みかそれ以上になります。それと、やはり、一番大きいのは、財源を確保できているということです。大きく言えば、そういった差でございます。

#### 岸本委員

3月末に決定するということなのですが、そうしましたら、今、徳島県全域の部分に対してどういう要望を重ねていくというのか。それと、津波のエリア設定についても、これから今議会中ぐらいにはまとめて要望を出していくわけでしょうけれども、今のところ、県としては、どんな方向で進んでいっているのですか。

#### 金井とくしまゼロ作戦推進室長

今後の津波避難対策特別強化地域の指定に向けた取組でございます。今、内閣府に向けて、本県の独自データ等の協議を行っているところでございまして、2月下旬に正式に県市町村の意見を付して国に意見を述べるとなっておりますので、今後、十分にデータを詰めて、国に少しでも多くの市や町が指定されるよう意見を述べていくといったこととあわせまして、国にも機会あるごとに要望していきたいと思っております。

それから、先ほど私が、東海地震と南海トラフ特措法の補助率の違いについて、東海地震のほうが補助率が高いと答弁をいたしました。訂正させていただきます。3分の2という補助率は、南海トラフ特措法でも一部、耐震化工事等にもございます。違いについては、財政力指数に応じまして、3分の2が適応される範囲が東海地震のほうが若干広いといったことに訂正させていただきます。以上でございます。

#### 岸本委員

最後になりますが、この特別措置法では、津波の指定をされた場合に、3分の2になると。とはいえ、移転したり、避難道を整備するということになると、3分の1でも非常に大きな負担だと思ってしまうわけですが、基本的に残りの負担は市町村になるのですか。

#### 金井とくしまゼロ作戦推進室長

国費3分の2と。残りの3分の1の負担状況についてでございますが、基本的には3分の1には市町村負担となるのですけれども、徳島県といたしましては、市町村を支援するといったことで「とくしまー0（ゼロ）作戦」緊急対策事業におきまして、上限額もございますけれども、補助残の2分の1を支援することにしております。以上でございます。

#### 三宅危機管理部長

ただいま室長から、いわゆる「とくしまー0（ゼロ）作戦」の補助事業のことについて御説明を申し上げます。これまで、国に2分の1補助を頂いて、いろんな津波なり施設



を整備する場合に、その補助残について、上限がございますけれども、県単でゼロ作戦の補助も使っていただくという制度を構築しているところでございます。

ただ、今回の3分の2の補助がかかった場合、県単としてどのように対応していくかということについては、まだ、現在、調整中でございますので、3分の2の残りの3分の1はどうかということに対しては、ただいまの室長の答弁を訂正させていただいて、今後、協議をしてまいりたいと考えております。ただ、いずれにしましても、市町村がそれぞれの地域で住民の方々の避難対策を何とかやっていこうと、今、一生懸命取り組んでいただいておりますので、県のゼロ作戦の補助事業で、できる限りの御支援はしてまいりたいと考えております。以上です。

#### 岸本委員

次年度の予算の説明資料が配られたわけですが、やはり7ページを見ますと、率で150パーセントのゼロ作戦事業ということで組まれてはいるのですが、前年の1億1,000万円に対して、今年度は1億6,000万円ということで、今後、どれだけカバーができていくのかを見ながら、この法律が制定されて本当に使い勝手が良いということであるなら、あわせて次年度の補正予算なりで強化していただきたいと思います。これについては、以上で終わります。

それでは、最後になりましたが、総合情報通信ネットワークについて。予算30億円でしたか、組まれているのですけれども、これを少し分かりやすく説明していただけますか。

#### 竹岡南海地震防災課長

今回計上させていただいております総合情報通信ネットワークシステム再整備事業でございますが、これにつきまして、どのような事業なのかということでございますが、これは、いわゆる県防災行政無線でございます。県防災行政無線は、災害発生時に災害対応を行う各機関、県、市町村、消防、警察、こういったところと確実に通信をするために被災情報の収集伝達を自営の無線を持って行っておるところでございます。これにつきまして今回の事業といたしましては、このシステム自体が、防災行政無線が整備後16年という長い時間が経過しておりまして、かなり老朽化をしております。

それと、総務省の方針により、無線周波数のデジタル化が進められておりますが、総務省としては、この更新の時にデジタル化するよということでございますので、こういった要因により、今回、再整備をさせていただくということでございます。

#### 岸本委員

2年間にわたって約60億円の予算で取り組むと。今年度は32億円ですかね。7ページでは32億円になってはいるけれども。これは、県内に何か所か電波の基地を建てるといことですかね。そういう使い勝手で良いのですかね。

#### 竹岡南海地震防災課長

今回の再整備の方針といたしまして、無線には地上系無線と衛星系無線と2系統がございますが、この組み合わせを基本としながら、多重通信ということで、どちらかがだめになってもこちらがいけるというような形のものをつくると。それと昨今のインターネットの普及等により、インターネットが使えるような環境、あるいは、デジタル化などに対応するためにシステムを整備するということがございます。

それと、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えまして、例えば、そういった大規模発生時にもこの機能が発揮できるよう、例えば、局舎の耐震、それから鉄塔の耐震化、それからデジタル化によりまして、一部、カバーエリアというのが狭くなります。その従前の範囲を保持するために、今、新たに基地局を1か所つくることも計画しております。そういったものを踏まえまして、今回は、32億円という形で出させていただきます。

#### 岸本委員

今現在、市町村の消防のデジタル化ということで、市町村の財政に非常に重く、のし掛かり、県では一括見積もりを取って安くするというで進んでおると聞いております。この行政無線については、その基地局を利用して一緒に整備するというにすれば、無駄が省けるかなと思うのですが、その辺はどうですか。

#### 竹岡南海地震防災課長

消防救急無線のデジタル化との関連でコスト削減が図れないかという御質問でございますが、消防救急無線というのは、防災行政無線と異なりまして、例えば、消防車、救急車あるいは消防職員の移動無線、それと消防本部を結んでおりまして、災害現場と本部指令センター間の通信ということでございます。

一方、県のネットワークは、先ほども申しましたように、防災関係機関の拠点間同士を結び、やりとりをするようなものとなっております。

それと、これについては、電波法上、これについては別という形で定められておりますので、これを一元化していくということは、困難であると思います。

それと、両方ともデジタル方式で、周波帯は一緒ですけれども、国から割り当てられる周波数については、防災行政用と消防救急無線用では異なっております。通信方式も違いますので、技術的に互いに通信することはできない状況でございます。

あと、中継局とか鉄塔の共用についてでございますが、これにつきましても、検討はしておりますけれども、調査の結果、今現在、既存の局舎鉄塔には空きスペースが発生していない状況でございますので、共用するという結果は出ておりません。一部お話を進めているところもございますが、基本的には法律上、方式あるいは用途が違いますので、一元化するのは困難と思われております。

#### 岸本委員

法律でできないということであるならば、法律を変更してでも要望すればいいことですし、県庁から市町村の各消防に送り、各消防はそこから救急車や施設に送るということだ

と思うのですが。県庁から自治体の各消防に送れるということは、共通の基地局でいけそうに思うのですけれども、その辺を研究していただいて。せっかく60億円掛けると言っているのに、また別にデジタルで消防は消防で組んでください、これが行政の縦割りなんですということが、もし、仮に原因であるなら、可能な限り改善できるように要望していただきたいなと思います。以上で終わります。

#### 丸若委員

私もこの事業について何点かお伺いします。今、言われた中で、市町村が入るといことは、今議会でそれぞれの市町村のほうも協議しているのですかね。

#### 竹岡南海地震防災課長

防災行政無線システムでございますので、当然、市町村にも端末局がございます。今回の再整備に当たっては、整備に伴う市町村負担についても、当然、検討されております。

これまで、防災行政無線システムについては、平成7年度、平成8年度に整備をしております、平成18年度、平成19年度についても一部改良を行っておりますが、いずれにつきましても市町村、それから消防本部の間との整備費につきましては、2分の1を御負担いただいているということになっております。今回の整備について、どの程度の負担になるかについては、まだ決まっておきませんので、今後、市町村と協議をしたいと考えております。

#### 丸若委員

非常用電源は、当然、必要であるということです。それと、多重化ということで無線と有線と両方で兼ね合っていくと書いていただいているのですけれども、非常用電源の長時間化について、僕もちょっと調べているのですけれども、では、今は何時間運転できる電源があって、改良していったら何時間になる予定なのですか。決まっていたらちょっと教えて欲しい。

#### 竹岡南海地震防災課長

非常用発電機の運転時間の長時間化を今回図ろうという計画でございまして、現在、市町村の端末局は6時間でございます。これを命に直結するいわゆる72時間にするということで、今のところ予定をしております。

#### 丸若委員

先ほどの鉄塔の補強というのは、既存のものが建物の上に建っているのだから、その耐震化をするということですが、新設が何基かというのは今の時点で大体予定はできているのですか。

#### 竹岡南海地震防災課長

新設につきましては、勝浦町の六郎局になります。1局だけです。

あとの部分については、補強ということになっております。

#### 丸若委員

これは、いわゆる県と市町村と消防と自衛隊との情報共有化ということで、二重で情報の共有化を強化するシステムということなのですけれども。例えば、これでいろいろと共有化した中で一般県民に広く発信するときに、危機管理部の事業ではないけれども、地域振興総局の集落再生室でしているWi-Fi(ワイワイ)王国！とくしま整備事業とかってやつですね。これについては、前に直接、御説明を頂いた時に、うちの会長も言っていたけれども、それぞれの基地があって、基地局なのだけれども行政の帯があって、そこから情報発信できるような機能を備えてあれば、例えば、さっき言われた消防団の方とか地域のボランティアの方とか、それから、自主防災の中心のメンバーだったり、そういうところに、パスワードなんかは、とりあえず要るかもしれないけれども、そこで設定しておいたら、そこから広くピッピッと鳴るといふことができるのでないかと思うのですけれども、こういった連携というのは難しいのですかね。それからこのWi-Fi(ワイワイ)王国！とくしま整備事業の場合は、県の施設であれば、その中では無指向性の無線LANのシステムという電波が大体2キロぐらい飛ぶと思うのですよね。そういうのは無理なのですかね。

#### 竹岡南海地震防災課長

この防災行政無線システムでございますが、これは先ほどから申しておりますとおり、いわゆる防災関係機関の間の必要な情報の伝達という形でございますので、当然、市町村に対しては、特別警報も含めまして確実に伝達しなければならない、安定性を求められているものでございますので、自営通信網としては、非常に閉じられたシステムにならざるを得ない。外部に対しては、今回、別に整備しております災害時情報共有システムというのがあるのですけれども、これによりまして、例えば、県のホームページの安心とくしまのほうにこういった情報を出すというようなことは考えられます。

#### 丸若委員

考え方は分かりました。けれども、さっき言ったように広く知らせるという意味では、住民に対する直接の責任というか、主体は市町村ですから、連携を密にしていって広くできるようなところを協議しながらやっていただいたほうが無駄もないし、それからあまねくということになると思いますので、その辺り、御協議のほど、よろしく願いいたします。終わります。

#### 達田委員

説明資料の7ページの防災対策指導費の中に、新しく備蓄物資整備事業ということで、2,500万円の予算が付けられております。以前、簡単に説明していただいた中では、アレルギー用の粉ミルクなどを備蓄するのですということだったので、どういう物

をどれぐらいどこに置くのかというのが、やっぱり問題だと思うのですけれども、説明していただけますでしょうか。

竹岡南海地震防災課長

今回の当初予算に計上させていただいております南海トラフ地震に対応した、備蓄物資整備事業で2,500万円をお願いしております。今現在、県と市町村の間で南海トラフ巨大地震の被害想定に対応した備蓄の方針として、これは、県と市町村の備蓄量の役割分担と目標を検討するというところでございますが、その中で、今回の県の役割としてアレルギー対応の粉ミルクや食料を整備すると。それと、緊急時に不足する備蓄物資を確保するために一定量を県でも現物備蓄するということを考えております。基本的な県の立場といたしましては、市町村備蓄というのが基本でございますが、県は、これまで協定に基づく流通備蓄という考えでございましたけれども、今回の被害想定の大規模な状況から一定程度緊急時に不足する備蓄物資を確保するために、現物備蓄をするということでございます。

達田委員

実際に津波等で赤ちゃんを抱えて避難をされたら。この子供にはアレルギー用のミルクが必要なのですという方がいた場合に、どこへ連絡したら手に入るかが分かるのでしょうか。

竹岡南海地震防災課長

アレルギー対応食料につきましては、市町村備蓄が非常に難しいという性質でございますので、県のほうで一括して整備するわけでございますが、これをどういう形で備蓄するか、あるいは、どこに備蓄するかということにつきましては、今後、市町村ともこの協議会の中で検討しながら迅速に拠出できるような形をとってまいりたいと考えております。

達田委員

実際に緊急の場合に、即、手に入るかが問われると思うのですよね。とにかく備蓄はできているのだけれども、連絡が行き届かなくて、なかなか手に入らなかったということになりますと。アレルギーのお子さんは、本当に何かちょっとした物が入りましても命にかかわりますので、即、手に入るシステムをちゃんと作っておく必要があると思うのです。それで、以前もお願いしておりますが、県のホームページを開ければ、県にはどれだけの備蓄がある、各市町村にどれだけの備蓄をしているのかが一目で分かるようなものを整備しておく必要があると思うのです。今は、100パーセントまでいっていなかったとしても、今現在、ここまで到達しているということが県民に分かる。それで、うちの近所の公民館に何々があるよというような情報はやっぱり記憶に残るわけです。ですから、県民に対して、常にそういった情報が発信できるようにしておくべきだと思うのですけれども、そのような取組は、今、どこまで進んでいるのでしょうか。

### 竹岡南海地震防災課長

今回、連絡協議会の中でも、県と市町村との協議の中で、今後、備蓄目標量を決めていくわけですが、この目標量と現在の備蓄量状況につきましては、一括して公表するのが良いのか、あるいは、市町村単位で公表していくのが良いのかという点もごさいます。今現在、どういう形でどこに何があるかを公表する必要性は感じておりますので、この協議会の中でも検討してまいりたいと考えております。

### 達田委員

先ほど、東海との違いというお話がありましたけれども、東海地方の実例として、うちの公民館等にはこういう物を置いていますというのが、一目で分かる自治体が多いですね。非常に参考になります。ですから、何か必要なときに、あそこの公民館にあるらしいという情報がすぐに手に入れば、連絡もしてもらえないかと思うんです。ですから、やっぱり県が常に気に掛けていただいて、県全体の備蓄状況を把握して県民に情報としてお返ししておくことが必要だと思うのです。ですから、まだ全部備蓄できていないから公表できないというのではなくて、例えば、50パーセントであったとしても、今の段階では、ここまで到達してこういう物がありますということが把握できるように、是非、そういう情報整備をお願いしておきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

### 竹岡南海地震防災課長

現在の市町村の備蓄量がどれぐらいかというのは、定期的に県のほうでも把握はしております。定期的に調査はしておりますが、今後の備蓄目標量というのがありますので、その情報を適宜、どういった形で発信していくかというのは協議会の中で、市町村とも協力しながら出し方についても検討してまいりたいと思えます。

### 達田委員

県として、いろんな物を備蓄をしておくことは必要ですよ。ですから、やっぱり徳島県全体を見渡して、県民に情報が行き渡るように、是非、配慮をしていただきたいと思えます。

それと、アレルギー用の粉ミルクはもちろん大事です。すごく大事なことなのですが、普通の粉ミルクに比べたら量としては少しです。格段に少ないと思うのです。ですから、だからこそ、どこにあるかということが非常に大事だと思いますので、是非、その点をお願いいたします。

次に、今、食品偽装の問題等が、本当に毎議会のように出ておりますが、資料の14ページの食品衛生指導費の中に、マル新で、食の安全安心推進費ということで、食の適正表示強化事業が300万円ついておりますし、また、園芸振興費ということで、以前からやっていると思うのですが、食品表示適正化指導費が、とくしま食品表示Gメン活動推進事業として433万5,000円ついております。別々なのですが、法体系があると思うのですけれども、消費者にとってみましたら、食の安全安心、それから、表示というのは同じような

ものに思えるわけです。安全な食品を手に入れたいというのは、だれもが願うことなのですけれども、この食の適正表示強化事業とGメン活動推進事業が、それぞれ消費者、全県民にとってどのようにプラスとなっていくのか、その効果については、どのようにお考えなのでしょうか。

篠原県民くらし安全局安全衛生課長

ただいま委員から、食の適正表示強化事業、また、あわせてとくしま食品表示Gメンの活動についての御質問でございますけれども、産地偽装がいろいろと言われる中で、新しい食品表示制度であります食品表示法の円滑な施行に向けた体制の強化を行う適正表示を目指すものでございまして、具体的には、現在、進めております食の安全安心推進条例の改正で強化されます調査権限により、とくしま食品表示Gメンによります飲食店メニューの表示についての啓発とか、立入調査を行うこと。また、平成27年度から春から施行予定となっております食品表示法が円滑に推進できますように消費者、事業者双方に分かりやすい表示の普及と周知に努めていくための経費として計上させていただいております。

達田委員

具体的に言いますと、どこでどのようなことをするというのでしょうか。

篠原県民くらし安全局安全衛生課長

今もやっておりますけれども、東部、西部、南部と圏域に分けて、事業者や消費者の方々には、表示の仕組み等について御説明を差し上げていくと。適正表示についての仕組みをお伝えして適正な表示の利用に、また、消費者の方については、適切に表示を見極められるように推進していきたいと思っております。

達田委員

県下で消費者の代表の方たちが、食品表示のウォッチャーさんで頑張っていたりしておりますが、私たち一般県民にとりましたら、これが県外の物なのか徳島産の物なのかということは、本当に分からないのですよね。先ほどのワカメにしましても、見ただけで、これが徳島の物なのかどうなのかというのは分かりません。ですから、今回、県外でこれを見つけられた方は、本当によっぽど詳しい専門的な知識をお持ちの方じゃないかと思うのです。ですから、消費者は表示に頼るしかないという状況なのですよね。それをきちんと見つけて適正に表示ができているのか、適切なのかということ判断していくというのは本当に大変なことだと思います。それで、ワカメにつきましたら科学的な検査ができるということなのですが、その他の徳島産のブランドの農産物などでそのような検査は果たしてできるのでしょうか。

篠原県民くらし安全局安全衛生課長

ただいま県産品の分析の方法について御質問を頂きました。

ワカメの検査法としましては、安定同位体比の分析で判別されます。この方法を使いまして、ウナギとかタケノコ、サトイモ、シイタケなども分析ができると聞いております。

また、DNA型の分析方法もございます。これにつきましては、コメとか種の特定ができる物で、クロマグロとかアサリということがございます。

他に、元素組成分析というのがございますが、これは、収穫地の土壌等によって判別ができます。

それぞれ精度とかの部分もございまして、どれを使うかというのは、いろんな組み合わせもございます。県は今、ワカメについては、安定同位体比分析を使って分析しております。

達田委員

今、県産の農水産物は、県民にとりましたら非常に誇り高いものなのですよ。徳島県の物は非常においしいし、安全・安心だということで、口にしているわけなのですけれども。いろんな方法で判別できるというお話ですが、これからは、調べてもらいたいという話も多くなってくるのではないかと思います。食品表示Gメンさんの活動というのは、いろんなお店へ行って調べたりとか、いろいろとしなければならないと思うのです。現在、7名おいでると聞いているのですが、そういう体制で、これからどんどんと広がってくるであろうその仕事に対応していけるのでしょうか。

篠原県民くらし安全局安全衛生課長

ただいま、Gメンの検査体制について御質問を頂きました。我々は平成24年度からとくしま食品表示Gメンを設置させていただいて、7名体制できております。いろんな産地偽装が進む中、委員がおっしゃられたように消費者の方からの情報やウォッチャーさんからの情報など、いろんな情報を頂いて、事業者に立ち入っております。そういう方々と連携しながら情報を頂き、今の体制でしっかりとやっていきたいと思っておりますので、どうぞ御理解をお願いいたします。

達田委員

しっかりやれると受け止めましたので、是非よろしくをお願いいたします。

それと、もう一つなのですが、衛生指導費なのかちょっとよく分からないのですが、安全衛生課にお尋ねいたします。徳島化製協業組合への補助金というのは、どこに幾ら入っているのでしょうか。

篠原県民くらし安全局安全衛生課長

ただいまと畜場等衛生確保対策事業補助金のうち、化製場衛生確保対策事業補助金のことについて御質問がございました。この事業につきましては、資料13ページの中ほど、②の乳肉衛生指導管理費、乳肉衛生指導管理事業費の中に含まれております。



達田委員

今年度は幾らで、平成6年からでしたか、これまでずっと出し続けてきていると思うのですけれども、平成26年度予算を含めて、総額幾らになるのでしょうか。

篠原県民暮らし安全局安全衛生課長

ただいま、今年度の補助金の額についてということで御質問ございました。平成25年度につきましては、3,274万9,000円でございます。平成6年度から平成24年度までということで11億9,634万2,590円でございます。

達田委員

平成26年度のこの中の金額というのは幾らですか。平成26年度の予定。

篠原県民暮らし安全局安全衛生課長

平成26年度につきましては2,619万9,000円で計上させていただいてございます。

達田委員

1社の民間会社に対して非常にばく大なお金が補助金として出されているということで、私どもはこれはおかしいということでずっと取り上げてきたわけなのですけれども、生活衛生の分野だけでも、ずっとトータルしていきますと、12億円を超えるような、大きな金額が出てきているわけなのですが、これは終期というのが、定めがあるのかなのかということで、非常に県民からも批判が出てきていると思えますけれども。これには終期はあるのですか。

篠原県民暮らし安全局安全衛生課長

この事業につきましては、毎年、事業の目的、有効性、効率性、必要性などを検討しまして、事業の適正な執行に努めてまいりたいと考えております。

達田委員

仕事を続けている限り出していくというようにも聞こえますけれども、そういうことでしょうか。

篠原県民暮らし安全局安全衛生課長

事業の目的、有効性、効率性、必要性などを検討させていただきまして、事業の適正な執行に努めてまいりたいと考えております。

達田委員

徳島県内でも中小零細の企業の皆さんは、本当に一生懸命頑張って努力しても、融資の申し込みをしても本当に難しいというようなことをお聞きしております。こういう大きな

会社にいろいろな理由を付けてばくだいな補助金を出していくという、不公正は、是非やめていただきたい。早くやめていただきたいということを申し上げて終わります。

#### 庄野委員

私からは、今日、素案を頂きましたけれども、徳島県動物愛護管理推進計画の改定素案について少し踏み込んでお聞きをいたしたいと思います。

私も11月の定例議会の代表質問で、新たに平成25年の8月の末に法改正がされたということで、県もいわば犬猫等の殺処分頭数を大幅に削減すべきであると。その改正の趣旨を県民の方々にきちんと分かりやすく丁寧に周知をして、協力をいただくべきであるというようなはしりで、質問もいたしたところでございますが、処分頭数等々も動物愛護管理センターが神山町に完成して10年、処分頭数も本当はかなり減ってきました。このことについては評価をいたしておりますし、関係各位の御尽力に敬意を表する次第でございます。

今日、計画をお聞きしたのですけれども、11月議会で私が質問して以降、いろんな会合等々でこういう計画もなされたのではないかと思いますけれども、やはり、処分頭数をさらに削減して、犬猫との共生ができる社会をつくっていくには、より踏み込んだ施策と計画が必要であろうと思います。そういう意味で、11月議会以降、県で対策強化を図っていくというふうな答弁だったわけなのですけれども、その後、どういった取組がなされてきたのか少しお聞きしたいと思います。

#### 東城県民くらし安全局動物愛護管理センター所長

委員からの御質問で、11月議会に一般質問で御質問を頂いておりますが、その後、処分頭数を減らすための強化に関する取組の状況についての御質問でございますが、処分頭数を減らすための取組の状況ですが、まず、徳島県動物愛護管理推進計画につきまして、さらなる推進を目指しまして、より実効性のある計画へ改定することとしております。

また、啓発活動といたしまして、徳島県動物愛護ボランティアの協力のもと、1月には徳島市と美馬市におきまして啓発パネル展を開催いたしました。その他、県立21世紀館におきまして、公園猫の意見交換会を開催し、多くの皆様に御来場いただいております。

また、3月1日には飼い主とペットの高齢化をテーマとしたセミナーの開催も予定しております。イベント等を通じ、県民の皆様へ分かりやすい啓発活動に努めております。

また、広報活動といたしまして、ボランティア、警察、関係機関との協力のもと、公園での遺棄防止合同パトロールを実施しております。

さらに、関係機関との連携を強化することを目的といたしまして、今年度、新たに県、市町村、警察等で構成する徳島県動物愛護管理実務者会議を設置いたしました。明日、2月13日に実務者会議を開催いたします。その内容につきましましては、災害時のペット対策、それから、愛護動物の遺棄虐待防止対策などの課題について協議を行い、全県挙げて動物愛護適正管理のさらなる推進と致死処分頭数の削減に取り組んでまいりたいと考えております。

## 庄野委員

動物愛護管理実務者会議が開かれるということで、今までよりも、より広い形で各会、各範囲の方々に寄っていただいて、県を挙げて処分頭数を減らしていくという取組について、非常に評価したいと思います。それと、この徳島県動物愛護推進計画案について、人と動物がともに暮らせる潤いと喜びのある地域づくりということで、今後、この内容についても、またじっくりと見させていただきたいと思います。

あと、パブリックコメント等々を頂いて、推進計画ができるということで、かなり期待しているわけでありますけれども、致死処分頭数の削減の数が、現状は3,161頭で、平成30年度が540頭ということで、殺処分頭数を少なくしていくというこの目標をやり遂げていくには本当に大変な困難が伴うと思いますけれども、従来にもました何か新しい取組、方法、そして、動物愛護推進員のいわばスキルアップと同時に増員等々も私は必要なのではないかと思っておりますけれども、この目標を達成するための新しい試み等々について、県の方針を少しお聞きしたいと思っております。

## 東城県民くらし安全局動物愛護管理センター所長

これまでどおりの取組では致死処分削減目標を達成するのは困難ではないかということでございますが、新しい方策が必要だということで、致死処分頭数を削減するためには、まず、動物愛護管理センターに収容される収容頭数を減らしていく必要がございます。そのためには、マイクロチップの装着が、遺棄防止、迷子防止として1つの有効な手段になっております。これまでも県獣医師会の協力をいただきながらマイクロチップの普及推進に努めてまいりましたが、さらなる取組といたしまして、来年度、新たに飼い主とペットの絆づくり事業を創設し、ペットを飼育時の一番身近な窓口となります動物取扱業者への共働、協力を呼びかけ、ペット販売事業者等における販売動物へのマイクロチップ装着と狂犬病予防法に基づく犬の登録、積極的な適正飼養の啓発と情報発信を推進してまいりたいと考えております。

さらに、協力していただいた事業者につきましては、県が発行するクーポン冊子上で優良事業者としての広告や特典サービスを掲載するとともに、特に動物愛護、管理の推進に功績があった事業者の方には、新たに優良事業者表彰規定を設け、優良事業者としての表彰を行うことにしております。

また、それによりまして事業者の資質向上を図ることとしております。致死処分頭数削減のために各種イベントを通じた広報や啓発活動に努めるとともに、実務者会議の開催による市町村、警察等との連携の強化、新たな事業展開による動物取り扱い業者との協力により、官民一体となって動物愛護管理推進計画に掲げる目標の達成に尽力してまいりたいと考えております。

## 庄野委員

マイクロチップの装着やペット業者との緊密な協力等々、新しい取組についても言われておりました。

あと、愛護について、人の問題というのは非常に難しい部分もあるかと思いますがけれども、平成30年度に540頭にするという事は、市町村の協力から始まって、実際に飼っておられる方々に、終生飼養ということが課せられたという意識改革もしないとなかなか達成ができない頭数だと思います。そういう意味であらゆる手段を使ってしっかりと周知をしていただいて、致死処分削減目標達成に向けて着々と前進する取組をお願いしておきたいと思います。

ペットは昔から伴侶動物であるにもかかわらず、人間の都合で、その命が左右される。心もとない方々によって、その命が使用者に握られておりますので、伴侶動物だということを、これを機会に、是非、大きく推進していただきたいなと思っております。

それと、11月議会の代表質問でも狂犬病対策のことを申し上げました。狂犬病の対策というのは、日本の近隣諸国では本当に数多く発生しておりますし、東アジアでは日本だけが唯一、清浄国と言っていいような状況でありますけれども、これについては、正しく狂犬病予防法に基づいて登録したり、予防注射を受けたり、そういうことが必要でございますので、やっぱり接種率を上げていくということを御尽力いただきたいと思います。この動物愛護管理対策の推進の中に、1つは、今申し上げました動物愛護思想の普及啓発の推進を図るということと、2点目に、狂犬病を始めとする動物由来感染症の発生予防及び蔓延防止を図ることが載っておりますので、これにつきましても、来年度以降も接種率の向上も含めて、感染症の撲滅、発生しないように是非とも御尽力いただきたいと申し上げまして終わります。

重清委員

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定について、先ほどいろいろと聞いたのですけれども。ちょっと教えてほしい。今言った指定について、この指定行政機関の長及び指定公共機関とありますけれども、先ほどは3月末に総理大臣が指定するということでしたが、徳島県は全域ということで、県が指定を受けるというわけにはいかないのですか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

委員より南海トラフ特措法に係る推進地域の指定の考え方についての御質問でございますが、指定につきましては、法律上、市町村単位となっております。しかしながら、推進計画については県も立てて、市町村も立てるといったような状況でございます。以上でございます。

重清委員

そうしたら3月末に指定を受けるということで、今、各市町村が作っている推進計画でいけるのですか。それとも全部作り直しですか。これは3月末で指定を受けてから何日以内に出さないといけないのか。指定を受けるまでに、さきに内々の協議で県と話し、国とも話しをして作って出しておかないといけないのか。その辺りはどうですか。期日はいつまでなのか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

南海トラフ特措法の推進計画のスケジュール的な質問でございますが、まず、国が地域指定を3月末をめどに行うとなっております。それから、国が基本計画を作成いたしますので、それを元に平成26年度から各都道府県は地域防災計画の中で現在の推進計画を改定していく。

あるいは、市町村におきましても、地域防災計画にあります現在の推進計画を改定していくといったことで、期日はちょっと定められていないのですけれども、平成26年度4月以降の作業となっております。以上でございます。

重清委員

そうしたら予算的にはどうなるのですか。平成26年度予算はまだ作っていないからダメだということですか。補正も一緒ですけれども。市町村も一緒ですけれども、どのようにこれを進めていくのですか。今、平成26年3月、各市町村では予算審議が始まります。予算案は認められたけれども、できませんということですか。この辺りはどのようになるのですか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

まず、推進計画につきましては、現在の計画を見直すといったことでございますので、現在の特措法の推進計画を引き継いでいくということになります。今回新たに立ちます特別強化地域は、全く新しい概念でして、これについても、地域指定を受けて、来年早々にも指定を受けた市町村が事業計画を作るといったことで、この事業計画を立てて国に認められると、承認を頂いた後に事業が対象になるといったことございまして、国といたしましては、平成26年度当初予算から適用するという事なので、地域指定を受けましたら来年度早々、津波避難対策緊急事業計画を市町村が作成するよう指導いたしまして、早期に財政支援措置を受けられるようにしていきたいと考えております。以上でございます。

重清委員

ちょっと前半へ戻ってくれる。そうしたら、来年度に市町村が計画するという事であれば、今はこの計画を活用していくということだけれども、まだ出していないということなので、今までどおり3分の1ということですか。

それと、対策計画の作成について、推進地域で医療機関とか百貨店等が6か月以内に届け出ると、か所数は。県下全域でどういうところが何百か所ぐらいあるのですか。6か月以内できる体制はできているのですか。

寺井委員長

小休します。（14時20分）

寺井委員長

再開します。（14時21分）

#### 金井とくしまゼロ作戦推進室長

南海トラフ特措法に係る対策計画の作成といったことで、対策計画の作成につきましては、推進地域内にあります医療機関、百貨店等、不特定多数の者が出入りする施設の管理者が自ら立てる計画でございまして、現在の特措法で対象となっている施設で計画を届け出しているのが946施設ございます。これにつきましては、引き続き、この現在の南海トラフ特措法に移行していくということになると考えております。

推進計画につきましては、区市町村が行う避難場所、避難経路消防用施設、整備すべき施設等に関する事項を記載しておりますけれども、これは地域防災計画等に定めるものでございます。予算的なものにつきましては、地震対策は、別の法律がございまして、地震防災対策特別措置法に絡みまして5か年計画を出しております。それに基づきながら予算管理をしておるところでございまして、この推進計画自体につきましては、基本的な整備の方向等を記載しておるところでございます。以上です。

#### 重清委員

これは、3分の1補助から2分の1補助になるという話でしょ。けれども、そうしたら今年度、県も市町村もしているけれども、この推進計画を作らなくても、今、組んでいる推進計画がいけるのであれば、予算づけについても、今年分もいけるのかいけないのかを聞いているのですよ。

#### 金井とくしまゼロ作戦推進室長

推進計画に絡みます施設整備について。3分の1補助が2分の1補助になったりする事業もございまして。こういったものにつきましては、引き続き、現在の計画をもって適用できます。ただし、避難施設に付きます特別強化地域の指定に絡む部分につきましては、全く新しい制度でございまして、まだ予算措置という担保が取れておりませんので、今後、平成26年度当初予算から適用される3分の2にしていきたいというものにつきましては、来年度早々に地域指定後に市町村が計画を立てて適用していくといった流れとなっております。以上でございます。

#### 重清委員

そうしたら、津波のほうをちょっと聞くのですけれども、この総理大臣の指定も3月末でしょ。そして、市町村が都道府県知事の意見を聞き、総理の同意を得て、施設整備に関する計画を作成するとともに、こういう目標を立てるといふ。今、既に、こういった避難計画とかいろんな達成目標もできている市町村もあるのだけれども、補助を2分の1から3分の2にするためには、これは使えないと、もう一回この部分は一から作り直すということですか。3月末に指定を受けるのであるなら、県は、それと同時にできるようにしないのですか。できないのですか。

金井とくしまゼロ作戦推進室長

委員の御質問は、多分、来年度に避難タワー等を計画しているものにつきまして、また新たにこの事業計画を立てなければ3分の2にならないかといった御質問ではなからうかと思えます。

国の交付金事業等で、3か年あるいは5か年等、長期的な計画承認を頂いておつても、来年度に着手するタワー等の施設がある場合、各交付金なり国の制度の事業として認められておまして、新たに強化地域に指定された場合の事業計画というのは、二重になるのですけれども、予定していた箇所付けとか金額とかを書いています。国の承認を得ますと、通常2分の1のところは3分の2に引き上げられるということで、もう既に計画承認を受けた所でも、来年度以降の事業であれば、対象となると聞いております。以上でございます。

重清委員

では、今市町村で組んでいる避難タワーとか避難道とかいうのは、もう既にいけるということですね。3分の2で。そこが分かりにくいから。今、いけるというような答弁をしたから、それなら別に計画を作らなくてもいけるという話で、それは確かに良いことだと思いますけれども。

寺井委員長

小休します。（14時27分）

寺井委員長

再開します。（14時27分）

金井とくしまゼロ作戦推進室長

津波避難対策緊急事業計画への位置づけ、あるいは、来年度の事業が適用になるのかといった御質問でございますけれども、現在、この事業については、地域指定もまだの状況で、国への事業計画の承認の日の見込みも分かりません。国と協議を詰めさせていただきまして、できるだけ早い適用をお願いしたいと考えております。詳細につきましては、国と協議させていただきまして、後日、説明をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

重清委員

後日と言うけれども、各市町村だって、今、予算を組んで、わざわざ2分の1の補助で避難タワーを建てなくても、来年になったら3分の2補助で、建てられるでしょという話です。だから、その辺りは、いつからというのがはっきりしなくては、市町村だって困るでしょ。今から、なぜ、こんな無駄な使い方をするのかと言われますよ。その辺りはまだ

はっきり分からないと。平成26年度の予算で、今、避難対策のいろんな事業をするのは分かっているのですけれども、その部分が使えるか使えないか。まだ使えないのかという話でしょ。「できた」と言いながら、こんな遅い対応ですか。まだ分からないって、なぜ分からないのかなということです。結局、平成26年度予算を、今、組んだら、使えないのですか。来年度からであれば、こんなに慌てる必要はないのではないかと話です。国はそんな出し方ですか。

それと、国の補助は3分の1と言っていたけれども、この間聞いたら、89パーセントということで。だから、言ったら、市町村負担は1割ぐらいという話は聞いているのですけれどもね。だから、それは良いじゃないかという話で。それよりも、これがまだ使えないというのでは。その辺りについて、もうちょっと国との協議を。せっかくこんな良い法律ができたのだから。徳島県は特に、待ち望んでいた事業、法案でしょ。やっと認めてくれたと言って、いまだにまだ使えないとは、その辺りは、どうですか。

#### 金井とくしまゼロ作戦推進室長

この強化地域指定を受けた後の事業の開始ということではありますが、基本的に4月以降に立てていただく緊急事業計画を作った後、着手分が対象となるのが基本と聞いておりますけれども、その辺の取り扱いをもうちょっと国に協議させていただきたい。速やかに事業計画も市町村が出して、早い着工の分も3分の2適用をさせていただきたいというのは委員と同じ気持ちでございますので、この再度の執行方法につきましては、各事業所を管理しております市町長と協議させていただきたいと考えております。

#### 重清委員

そうしたら、今年、予算を組んだら使うのでしょ。その辺りはどうですか。組んでいてもいけるのですか。だから、来年度に5月でも4月でも、補正で組んでいけるのであれば、そちらで組んで。市町村はそちらでしますよ。そこがはっきり分かなければ。

#### 楠本危機管理政策課長

市町村は平成26年度予算では既に避難所の整備等をされていると。その部分については対象にならないのかということだと思っておりますが、仮に、年度内の3月31日に指定されると。そこで市町村は、速やかに避難場所の計画を作って、対象となる所が3分の2が適用されるということになります。もし、市町村が国費2分の1で予算を組んでいたら、対象になって位置づけた場合には、これが3分の2になるということで、今、組んでいる平成26年度予算が無駄になるということはありません。

例えば、市町村が、平成26年度にタワーを10か所つくる予算を組んでいると。多分、国費2分の1もしくは県単2分の1の予算組みをしていると。それは、あくまでも計画を立てた時点での予算であって、地域が指定になった場合には、補助率が3分の2と有利になるというので、市町村の予算は無駄にはなりません。おっしゃるのは、もし、今分かっているのであれば早目に多くの予算が計上できるというのがあるのですが。どこが地域指定



になるとかいうのが、まだはっきりと決定されておりませんので、市町村が今の時点の見込みで、早目に予算化するというのは、ちょっとやりにくいような状況だとは思いますが。

### 重清委員

それでは、市町村は、やりにくいと思います。できるだけ確実に使えるように。平成26年度予算で同じ事業をするのに、補助率が3分の2となると全然違いますし。

それと、地域指定については、指定をすると簡単に言うけれども、それに伴うデメリットも結構あるのです。その辺りに対する特例も、今は何も無いでしょ。10メートル以上の津波が来るなんていうと家も建ちません。固定資産税も下がっていています。それに対する対策なんて、まだゼロじゃないですか。この辺りの対策についてもしてほしい。

それで、地積調査事業費については、今回、農林水産部でたくさん予算を組んでいるのですけれども、これについても、こういう事業で大丈夫なのか。これに対する津波のここをまずやらないといけないのではないかとということもやっぱり要望してほしいなというのが。何も無いのではないかと。事業をしても今、持っている土地は全部下がっていておりますのでね。その辺りもやっぱりいろいろ検討しておってほしいなということ。それで今まで望んでいたこれだけの事業が地元の負担で1割でいけるのであれば、できなかった事業もしようという話になってきますから。命を助けるためだったら俺は一番に行くぞと言うのだけれども。その辺りのところが2月に入って、いまだに分からないようでは。もうちょっと国との協議をしておってほしい。これは要望しておきます。

それと次に、備蓄関係ですけれども、県の備蓄目標の10パーセントで食料が4万食ということは、40万食が大体目標だと思うのですけれども、このうち、現物備蓄が4万食ですね。せっかく備蓄をして、津波で被害を受ける地域の特定をするのであれば、警察官も消防も役場の職員も、とにかく逃げてくれませんか。何も持たず、門も閉めずとにかく逃げてくれという話でしょ。こんな備蓄物資を持っては逃げられないです。とにかく逃げてくださいと。だから津波の被害を受ける所で備蓄をしても流されるので、置いておく場所もないのですよ。それに対する備蓄をやっぱり県なり市町村なりがどこかに備蓄しておいてくれないかと。これは住民の願いです。10日分もの重たい水なんて、持って走れません。この地域に指定された所の住民はとにかく逃げてくれと。その代わりその分の備蓄はどこかで確保しておいてほしいと思いますけれども、その辺りの考え方は、この中で十分活用されるのですか。

### 竹岡南海地震防災課長

今回の備蓄物資整備事業のうち、県が現物備蓄をするのは、4万食と水6万リットルでございます。本来、県としては、想定に基づき、流通業者からの流通備蓄ということでございましたが、今回の南海トラフ巨大地震の被害想定、それから、津波により道路が寸断され孤立化する地域も多いということでございまして、そういう地域にも早急に対応できるよう、現物で県が備蓄するために、今回、予算計上をさせていただいております。

重清委員

だから、津波で被害を受ける地域において、今、県が想定している人数分は、これで確保できているのですか。

竹岡南海地震防災課長

この4万食のうち、津波で孤立化する地域の分も、当然、確保しておるところでございます。例えば、南部地域におきましても、県のほうでこれを緊急に出せるような方式や場所について検討し、来年度予算の仕組みにつなげていきたいと考えております。

重清委員

今、津波被害が想定されている所において、何も持たずに、着のみ着のまま逃げた場合に、食料はこの数で心配ないのかという話を聞いているのですよ。そのとおり、心配ないなら心配ないと言ってくれませんか。何を言っているのか分からなかった。聞きたいのは、その部分。とにかく逃げてください。あとは心配なく確保しておきますからという話ですかと聞いているのです。

竹岡南海地震防災課長

南海トラフ被害想定で算出される人数に合わせまして、県と市町村で目標を決めて、着実に備蓄するということでございますので、市町村もその分については、備蓄をしていただく。そして、県としても、例えば、住民の方の1日分がない場合に、すぐに出せるように、今回検討して備蓄をさせていただくということで、この3日間にしっかり対応できるように、今回予算計上させていただいております。

重清委員

今、3日間で対応できるようにと言ったけれども、県の備蓄のうちの9割に、流通備蓄が入っているでしょ。これはどういう流通ですか。

竹岡南海地震防災課長

この流通備蓄と申しますのは、食品に関して申しますと、今、県と流通業者あるいは、コンビニとかスーパー、そういうところと協定を巻きまして、非常時には物資を供給いただくという協定でございます。ですので、この協定に基づきまして、県の備蓄物資を避難所に供給することになるものでございます。

重清委員

この流通備蓄について、どこから何が来るのですか。協定を巻いているというけれどもどのような内容になっているのですか。コンビニと協定を結んでいると言うけれども、実際問題として、もう数字を出して、市町村でも何万食と確保していつているのですよ。県でも大体の数は分かっているのですよ。それならば、3日目でこれだけの流通備蓄が来ま

すというのがきちんと決まっているのでしょ。まだですか。

#### 竹岡南海地震防災課長

この協定では、事前に何万食をどこに備蓄するというような内容にはなっていないのですが、非常時にどれぐらいをどこに持っていくのかというような形の協定でございます。ただ、そのような流通備蓄の性質でございますので、それに対応できるべく、県として一定量は現物備蓄としてすぐに出せるよう、今回、予算計上させていただいております。

#### 重清委員

流通備蓄は90パーセントになっているけれども、もう少し増やしたらどうですか。市町村も備蓄をそろえて5年を経過したら替えていくと、それは正解です。ただ、徳島県のように4万食もあつたら一遍に消化しないと。これは、防災訓練に使ったら良いのですよ。毎年使える数だけ備蓄をしたらどうですか。そして、4万食を毎年5年間分組んでいったら、それで計画できると思うのですけれどもね。これは組む予定ですか。

#### 竹岡南海地震防災課長

基本的に避難者に対する備蓄については、公的備蓄の場合は市町村が備蓄をするということでございます。県は、その補完的役割として備蓄を保管する立場でございますが、確かに、こういった大規模災害時に不足する分というのは、想定されますので、この10パーセントという数字がどの程度かという問題はあるかと思いますが、そういった孤立地域にすぐに出せる部分を確保するというところでございます。これも期限がございますので、5年後には当然なくなってしまうと。これをそういうふうな形ではなく、更新の必要がないような形で、例えば、企業の流通在庫も確実に活用するというような方法もございますので、そういったものについても検討をしてすぐに出せる、あるいは、安定的な備蓄について、今後、検討していきたいと思っております。

#### 重清委員

前回、タミフルを買った時に、一遍に買ってしまってどうするのかと、使用期限が来たら全部処分しないといけないではないかと。これだけ必要であるなら来年からちよつとずつ組んでいきますというふうな格好で、一遍にこれだけの備蓄をそろえるようなやり方をするのかという。

備蓄計画はやっぱり毎年毎年ちよつとずつでも。そして、防災訓練で子供やいろんな人たちに食べてもらわないかと。やっぱり試食もしてもらわないといけないだろう。訓練の中で備蓄を食べるようなことをしてはどうか。そのためには、これだけ一遍に大量購入するというのではだめでしょうという話ですよ。計画的に買ったらどうですか。5年たったら5,000食とか。県下でいろんな防災訓練をして、賞味期限前に消化しませんかと。捨てるだけではもったいないですよ。消費できるように、このような備蓄計画を立てたらどうかなと思っておりますけれども。どうでしょうか。いろいろ検討していただけませんか。

### 竹岡南海地震防災課長

この4万食をどういった形で購入するかという点に関しましては、今後、来年度施行の過程で検討することをございますけれども。確かに、すぐに消費期限が来るという件に関しましては、例えば、企業の流通在庫を活用する場合には、備蓄の更新の必要がないわけで、いわゆる企業の流通分を一定程度確保するという事。なければ、その流通ベースで持っていくわけですから、いざ発災ということになれば、その辺は確実に確保していく。当然、購入するわけですので、その点が流通備蓄とは異なるのですけれども、例えば、県内に一定量を確保できる工場なり生産地があれば、そういった分で、ある程度確保して備蓄をしていくという方式も考えられると思います。

それと、孤立化する所は、すぐに必要でございますので、そういった所については、やはり現物備蓄として、一発に購入するのではなく、委員のおっしゃられますように計画的に一定量を5年間、備蓄するという事、当然、検討させていただきたいと思ひます。

### 重清委員

食料とか飲料水、それから粉ミルクとかいろいろありますけれども、ういう食料品については、地産地消と言っているのだから、やっぱり地元で買う。よそのコンビニとかで買うのではなく、地元の物を使うように要望して終わります。

### 岩丸委員

今日、頂いた説明資料の中でちょっと御説明いただきたいところがあるので、質問いたします。消防保安課の資料9ページの中で、1つだけ減額となっております消防防災ヘリの運行等の経費について、2,869万円減ということですが、これについて、どのような理由とかいうことについて、説明を頂けたらと思ひます。

### 野々瀬消防保安課長

ただいま平成26年度当初予算で防災総務費の航空消防防災体制運営費が今年度と比べまして2,869万円の減になっている理由につきまして御質問を頂きました。

これにつきましては、実は、平成25年度が多い年であったために、平常に戻っておることになっております。詳しくは、ヘリコプターを運航するためには、年に1回、国土交通省から耐空証明を得なければいけないのですが、自動車という車検のように考えてくださったら結構ですが、この耐空証明を頂くためには、飛行時間に応じまして点検と整備をしなければなりません。私どものうずしおでしたら、大体年間に250時間程度飛んでおるのですけれども、うずしおのクラスのヘリでしたら300時間の点検というのがスタンダードで、年に1回ございます。ところが、平成25年度は、この300時間の点検に加えまして、600時間、1,200時間、2,400時間の点検というのが重なっておりまして、それぞれ2年に1回とか、それから4年に1回、ないしは8年に1回のもものがちょうど重なった年でございまして、それで今年度費用がいつもより多く、それが来年度は元に戻るという

ことで、2,600万円程度の減ということになっております。

#### 岩丸委員

ちょうど点検が重なったということで。例えば、去年の運行が、他の年と比べて格段に多かったということではないのですね。ヘリについては、資料の1ページにも消防防災ヘリの効果的な運用を行うという大きな目標の中にもあるので、ちょっと運行の現状等々が分かったら、ちょっと教えていただけたらと思いますけれども。

#### 野々瀬消防保安課長

ただいま岩丸委員から去年、平成25年度が運行に関して特に多かったということはないのかということと一般的に運行の現状についてということで御質問を頂きました。

まず、先ほどお答えさせていただきました中で、年間飛行時間としては大体250時間ぐらい飛ぶというのがあります。これはほとんど変わりございません。といいますのが、年に1回、300時間ぐらい飛んだときには点検を受けなければならないということもございます。そして、また、飛行するために必要なもう一つの大きな経費といたしましては、運行管理費の委託経費ということがございまして、パイロット何名、整備士を何名、年間365日飛ばせるという形の契約でございまして、この包括の契約と考えてくださったら結構です。この額自体も変わりございません。

運行の現状でございまして、直近の数字を申しますと、平成25年度がまだあと2か月分残っておりますけれども、平成24年度におきましては、年間の飛行件数が204件、そのうち、例えば、消火や救急それから救助などで飛んだのが71件、平成23年度が237件のうち、緊急運行しました消火や救急それから救助などで飛んだのが97件というところで大体変わりはございません。以上でございます。

#### 岩丸委員

それと、ついでに、その下の消防団応援事業について、こういった事業が詳しく教えていただけたらと思います。

#### 野々瀬消防保安課長

この9ページの「カ」のところの消防団応援事業の内容につきまして御質問を頂きました。これにつきましては、毎年、徳島県消防協会と共同しまして、消防団活動のPRでありますとか、加入促進を行っております。来年度につきましては、この消防団応援事業ということで、ちょうど2月2日に消防団員の確保シンポジウムを開催いたしましたけれども、その際もテーマといたしまして消防団を応援する地域づくりということを入れさせていただきました。そこで、団員を多く抱えてくださっております消防団協力事業所の表彰を行ったりということもございまして、今のところ徳島県でも消防団員の約7割がどこかに雇われていらっしゃるという状況がございまして、事業所の協力も必要だということもございまして、こういった消防団の協力事業所などの紹介をするとかそういういっ

たこと、いわゆるPRの中でもそういったところに力を入れていきたいということで消防団応援事業というふうにさせていただいております。中身につきましては、イベントなどでの広報ですとか、それからPRのパンフないしはホームページ等に力を入れるといったようなことを考えてございます。以上でございます。

寺井委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

ないようでございますので、それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします（14時54分）